

練馬区震災復興の推進に関する条例

平成20年12月15日

条例第50号

(目的)

第1条 この条例は、練馬区(以下「区」という。)が地震により大規模な被害を受けた場合において、区民および区が協働して、被災市街地の整備に係る対策を総合的かつ計画的に推進することにより、災害に強い活力のある市街地を形成し、もって区民生活の安定と回復を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、建築基準法(昭和25年法律第201号)の例による。

2 この条例において「震災復興事業」とは、地震により大規模な被害を受けた市街地の復興を図るため、計画的に整備する事業をいう。

3 この条例において「建築物等」とは、建築物および建築物以外の工作物で練馬区規則(以下「規則」という。)で定めるものをいう。

(区の責務)

第3条 区は、東京都および関係する地方公共団体と連携を図りつつ、被災後、速やかに区の都市の復興に関する基本的な方針(以下「練馬区都市復興基本方針」という。)を策定し、これを区民に広く公表するとともに、同方針に基づき震災復興事業を区民と協働して推進し、その他必要な施策を実施しなければならない。

(区民等の責務)

第4条 区民は、その日常生活において、災害に強いまちづくりについて理解を深め、被災後は、自らの生活の再建に努めるとともに、震災復興事業に協力しなければならない。

2 区内で事業を営む者は、事業活動を行うに当たってその社会的責任を自覚し、災害に強いまちづくりについて理解を深め、被災後の事業活動を通じて市街地の復興に努めるとともに、震災復興事業に協力しなければならない。

(復興本部の設置)

第5条 区長は、震災復興事業を速やかに実施するため、練馬区震災復興本部(以下「復興本部」という。)を設置する。

(組織)

第6条 復興本部に本部長、副本部長および本部員を置く。

2 本部長は、区長をもって充てる。

3 本部長は、復興本部の事務を統括し、復興本部を代表する。

4 副本部長および本部員は、本部長が練馬区職員のうちから指名する者をもって充てる。

5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

6 本部員は、本部長の命を受け、復興本部の事務に従事する。

(部)

第7条 復興本部に部を置く。

2 部に部長を置き、本部長が本部員のうちから指名する者をもって充てる。

3 部長は、部の事務を掌理する。

(復興本部の廃止)

第 8 条 区長は、震災復興事業が進ちよくし、復興本部の設置の目的が達成されたと認めるときは、復興本部を廃止するものとする。

(復興対象地区の指定)

第 9 条 区長は、つぎの各号に掲げる地区を復興対象地区として指定することができる。

(1) 重点復興地区 震災により、建築物等の集中的倒壊もしくは面的焼失または都市基盤施設の損壊等の壊滅的な被害を被り、震災復興のための建築物等の更新（災害に強いまちづくりを促進するため、耐震性および耐火性の高い建築物等の新築、改築または増築を行うことをいう。以下同じ。）および都市基盤施設の整備（以下「都市基盤施設の整備等」という。）を緊急かつ重点的に行うことが必要な地区

(2) 復興促進地区 震災により、相当数の建築物等が倒壊または焼失し、さらに、その地区内の一部の地域が建築物等の集中的倒壊もしくは面的焼失または都市基盤施設の損壊等甚大な被害を被り、当該地域を含めた都市基盤施設の整備等を一体的に行うことが必要な地区

(3) 復興誘導地区 震災により、建築物等が倒壊または焼失し、当該建築物等の更新を誘導することが必要な地区

2 前項各号に規定する復興対象地区の指定の基準は、規則で定める。

3 区長は、第 1 項の規定により復興対象地区を指定した場合は、その旨を告示しなければならない。

(復興対象地区の変更等)

第 10 条 区長は、震災復興事業の進ちよく状況を考慮して必要があると認めるときは、前条第 1 項の規定による指定を変更し、または廃止することができる。

2 前条第 3 項の規定は、前項の場合について準用する。

(都市復興基本計画の策定)

第 11 条 区長は、東京都都市復興基本計画との整合を図りつつ、練馬区都市復興基本方針に基づき、区の震災復興事業を推進するための計画（以下「練馬区都市復興基本計画」という。）を速やかに策定し、これを区民に広く公表しなければならない。

2 区長は、前項の規定により練馬区都市復興基本計画を策定するに当たっては、区民の意見を聴取し、その意見が十分に反映されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(震災復興事業の推進)

第 12 条 区長は、第 9 条第 1 項第 1 号に規定する重点復興地区および同項第 2 号に規定する復興促進地区において、練馬区都市復興基本計画に基づき、土地区画整理事業（土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 2 条第 1 項に規定する土地区画整理事業をいう。）市街地再開発事業（都市再開発法（昭和 44 年法律第 38 号）第 2 条第 1 号に規定する市街地再開発事業をいう。）等の面的な整備事業の施行、道路、公園等の公共の用に供する施設の整備、地区計画等の決定、建築物等の不燃化の誘導その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 区長は、第 9 条第 1 項第 3 号に規定する復興誘導地区において、練馬区都市復興基本計画に基づき、地区計画等の決定、建築物等の不燃化の誘導その他の必要な措置を講ず

るよう努めなければならない。

3 区長は、震災復興事業の推進に当たっては、区民の意見を聴取し、その意見が十分に反映されるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 区長は、必要に応じ、震災復興事業を行う者に対し、練馬区都市復興基本計画に基づく当該事業の速やかな推進を要請することができる。

(地域復興組織の認定等)

第13条 区長は、地域協働復興(被災後において、区民が相互に協力し、ボランティア、区、国および地方公共団体等との協働により、自主的に自らの生活の再建および居住する地域の復興を進めることをいう。以下同じ。)に関する活動の推進を図るため、規則で定める団体を、地域復興組織として認定することができる。

(地域復興組織の支援)

第14条 区長は、地域復興組織に対して、情報の提供、相談体制の充実その他地域協働復興に関する活動に必要な支援を行うよう努めなければならない。

(被災市街地復興推進地域の指定)

第15条 区長は、第9条第1項第1号に規定する重点復興地区および同項第2号に規定する復興促進地区内において、土地の形質の変更または建築物等の新築、改築もしくは増築を制限する必要がある地域については、被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第5条第1項の規定に基づき、都市計画に被災市街地復興推進地域を定めることができる。

(建築行為の届出)

第16条 第9条第1項に規定する重点復興地区および復興促進地区(前条の規定により被災市街地復興推進地域を定めた区域を除く。)ならびに復興誘導地区内において、建築物等の建築をしようとする建築主は、規則で定めるところにより、当該建築物等の内容を区長に届け出なければならない。ただし、つぎの各号に掲げる建築物等については、この限りでない。

(1) 非常災害により必要な応急措置として建築するもの

(2) 国、地方公共団体等が震災復興事業として建築するもの

(3) 都市計画事業の施行として建築するものおよび都市計画に適合して建築するもの

(4) 自己の居住の用に供する住宅または自己の業務の用に供する建築物(住宅を除く。)

で、つぎに掲げる要件に該当するもの

ア 階数が2以下であり、かつ、地階を有しないものであること。

イ 主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。

ウ 容易に移転し、または除却することができるものであること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、区長が特に震災復興事業の施行に支障がないと認める建築物等

2 前項の規定による届出の義務は、第9条第1項の規定により復興対象地区の指定をした日から起算して2年を経過した日に、その効力を失う。

(情報の提供および協議)

第17条 区長は、前条第1項の規定による届出があった場合は、当該届出を行った建築主に対し、災害に強いまちづくりを促進するために、必要に応じて建築物等の耐震性および耐火性を高めるための情報の提供に努めなければならない。

2 区長は、前条第1項の規定による届出に関して、当該届出を行った建築主と災害に強いまちづくりのための協議を行うことができる。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。